

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立水谷橋公園及び水谷橋公園内保育所整備工事（建築・外構地中障害撤去その他追加工事）
2 施 行 場 所	中央区銀座一丁目12番、12番2号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	水谷橋公園外構地中障害撤去 一式 銀座湯南側塀改修 一式
5 工 期	令和元年8月30日まで
6 契 約 金 額	4,159,080円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和元年8月1日
8 契 約 の 相 手 方 の 住 所 及 び 商 号 又 は 名 称	東京都中央区銀座二丁目9番17号 坪井・月島建設共同企業体 代表者 坪井工業株式会社 代表取締役社長 坪井 晴雅
9 随 意 契 約 締 結 の 理 由	<p>現在、中央区立水谷橋公園及び水谷橋公園内保育所整備工事（建築工事）を上記業者にて施工中である。</p> <p>本件は、平成30年度に実施した地中障害撤去工事の設計時に想定できなかった地中障害の撤去・処分に加え、水谷橋公園に隣接する銀座湯のコンクリートブロック塀を、倒壊の危険を防止する観点から鋼製フェンスに改修するものである。</p> <p>上記業者が本件を施工することで、本体工事と同一現場での交錯、繁雑を避けることができる。さらに、地中障害の撤去において本体工事の仮囲いや仮設通路をそのまま利用できるほか、銀座湯の塀の改修においても、水谷橋公園側から作業することで仮設材費用を削減できる等のメリットがあり、経費の削減（概ね37%）が可能なことから、上記業者と随意契約を締結する。</p>
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号